

令和4年12月 定例総会議事録

日 時 令和4年12月27日(火) 午後15時30分～午後17時00分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主幹	西原学	主査	竹内秀次
主査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第37号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
  
- 議案第116号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第117号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第118号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第119号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第120号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第122号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第123号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第124号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第125号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第126号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、お疲れ様です。

委員 お疲れ様です。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。  
はじめに 12 月の行事実績と 1 月の行事計画を報告します。

(12 月の行事実績と 1 月の行事計画の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、こんにちは。1 年が経つのは本当に早いもので、今年もあと残り 4 日となりました。皆さん、コロナ、風邪等に気を付けて新しい年を迎えていただきたいと思います。それでは令和 4 年 12 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 36 号から第 38 号までの 23 件、議案が第 116 号から第 126 号までの 69 件、合計 92 件でございます。  
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 11 番種子田委員と 19 番長瀬委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 36 号～報告第 38 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。  
議案第 116 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 116 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について  
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 116 号 1 番朗読、他 5 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 12 月 19 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。  
議案第 116 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。  
1 番、農業者年金受給の為の再設定で期間は 20 年間。  
2 番から 5 番まで受手は同じ方で申請地を借受け新規に農業経営を行うもので、期間は全て 5 年間です。経営面積は 0 m<sup>2</sup>となっていますが、合計すると 5,289 m<sup>2</sup>になります。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 12 月 21 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。  
同じく議案第 116 号野尻町区分について報告をします。  
6 番、農業者年金受給の為の再設定で、期間は 20 年間です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 116 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 117 号農地法第 3 条の規定による貸貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 117 号農地法第 3 条の規定による貸貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による貸貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 117 号 1 番)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 117 号農地法第 3 条の規定による貸貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。  
1 番、申請地を借受け規模拡大を図る、10a あたり 8,592 円、期間は 3 年間です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 117 号農地法第 3 条の規定による貸貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 118 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 118 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について  
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 118 号 1 番朗読、他 4 件省略)

議長 ありがとうございます。3 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 3 番の審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 118 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 3 番について報告をします。  
親戚から贈与を受けるものです。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 118 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 3 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 ○○委員、許可することに決定をしました。

○○委員 ありがとうございます。

議長 それでは3番以外の審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第118号農地法第3条の規定による所有権移転許可について報告をします。  
1番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり369,822円。  
2番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり78,662円。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第118号野尻町区分について報告をします。  
4番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり200,000円。  
5番、母から贈与を受けるものです。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第118号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第119号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 119 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積  
計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 119 号 1 番朗読、他 19 件省略）

議長 ありがとうございます。10 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

（〇〇委員退室）

議長 審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 119 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計  
画（所有権）の 10 番について報告をします。  
申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 270,000 円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第 119 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計  
画（所有権）の 10 番に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

（〇〇委員入室）

議長 〇〇委員、計画のとおり決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは 10 番以外の審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 119 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 140,241 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 262,640 円。

3 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 314,645 円。

5 番と 6 番の受手は同じ方です。両方とも隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 450,000 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 393,185 円。

9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 270,000 円。

11 番から 13 番は特例事業に寄与するものです。

11 番、10a あたり 425,000 円。

12 番、10a あたり 600,000 円。

13 番、10a あたり 600,000 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 119 号野尻町区分について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 72,961 円。

15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 265,252 円。

16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。

17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 304,260 円。

19 番と 20 番は特例事業を活用し規模拡大を図るものです。

19 番、10a あたり 250,638 円。

20 番、10a あたり 217,954 円。

審議の結果、小委員会としては計画のとおり決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 119 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 120 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について(使用貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 120 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 120 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 120 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告します。  
1 番、期間は 10 年間で再設定です。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 120 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)を作成したので計画通り決定する。

(議案第121号1番朗読、他13件省略)

議長 ありがとうございます。1番と2番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 1番と2番の審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の1番と2番の報告をします。  
1番、2番とも期間は5年間で10aあたり6,000円です。  
審議の結果、小委員会としては計画のとおり決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の1番と2番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画のとおりに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 続きまして、5番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 5番の審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の5番の報告をします。  
期間は5年間で10aあたり6,260円です。  
審議の結果、小委員会としては計画のとおり決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第121号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の5番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画のとおりに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 1 番、2 番、5 番以外の審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告をします。

3 番、期間は 3 年間で 10a あたり 5,164 円。

4 番、期間は 5 年間で 10a あたり 6,417 円。

6 番、期間は 5 年間の再設定で 10a あたり 7,000 円。

7 番、期間は 4 年 10 ヶ月の特例事業で 10a あたり 5,246 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 121 号野尻町区分について報告をします。

8 番から 14 番まで受手は同じ方で、期間は 5 年間です。

8 番、10a あたり 4,303 円。

9 番、10a あたり 9,814 円。

10 番、10a あたり 9,989 円。

11 番、10a あたり 7,128 円。

12 番、10a あたり 10,145 円。

13 番、10a あたり 8,647 円。

14 番、10a あたり 10,230 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第122号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第122号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を作成したので計画通り決定する。

（議案第122号1番朗読、他9件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（5番挙手）

議長 はい、5番。

5番 議案第122号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。  
使用貸借1件、賃貸借1件です。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

（3番挙手）

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第122号野尻町区分について報告をします。  
賃貸借7件、使用貸借1件です。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第122号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 123 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 123 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 123 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月は第 3 小委員会に農地法 4・5 条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので 12 月 20 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第 123 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告します。  
1 番、東方、西上藪、転用の理由は植林です。叔母から贈与を受けましたが、イノシシとシカの被害が酷くてとても耕作出来ないという事で植林をしたそうです。追認申請です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 123 号野尻町区分について報告をします。  
2 番、三ヶ野山、後原、転用の理由は宅地拡張と排水管敷地です。追認申請です。  
議案第 125 号 6 番と同時提出です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 123 号農地法第 4 条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 124 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 124 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 124 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 124 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。  
1 番、北西方、石塚、転用の理由は農業用倉庫・飼料置場・堆肥舎・住宅です。もともと畑に住宅・堆肥舎が建っており、今年の台風で堆肥舎等が飛んでしまったため修復する計画をしたところ地目が農地であることが判明したので申請するものです。事実申立書が添付されています。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 124 号野尻町区分について報告をします。  
2 番、三ヶ野山、井手水、転用の理由はコインランドリー敷地です。一部が隣接地にはみ出して建設していることが判明したため追認申請するものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 124 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 125 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 125 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 125 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 125 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。  
1 番、細野、千谷原、山間部でした。転用の理由は植林です。周りは山林で、木は伐採されていました。  
2 番、南西方、芹川山、転用の理由は牛舎です。集落内にある農地で排水はどうだろうかという疑問はありましたが、牛舎を建てていいという区長の同意書がありました。  
3 番、細野、新田、転用の理由は一般住宅です。  
4 番、細野、水落、ここも転用の理由は一般住宅です。周りが半分は水田で 1 種農地ですが住宅が隣にあり集落接続ということで特例が認められるということでした。

5番、水流迫、小林原、転用の理由はアパート敷地です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第125号野尻町区分について報告をします。  
6番、三ヶ野山、後原、転用の理由は宅地拡張・排水管敷地です。議案第123号2番と同時提出で追認申請です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第125号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第126号非農地証明願い承認についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第126号非農地証明願い承認について  
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第126号1番朗読、他2件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第126号非農地証明願い承認について報告します。

1 番、北西方、有村、永久津です。調査事項は原野です。10 年以上の耕作放棄地と書いてありますが、私は 40 年以上経っていると思いました。

2 番、東方、西上藪、調査事項は原野です。議案第 123 号 1 番と同時提出です。イノシシ・シカの被害が酷いということでした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 126 号野尻町区分について報告をします。

3 番、紙屋、漆野、調査事項は雑種地です。1 種農地ですが豚舎が建っていたということで基礎が残っていました。10 年以上の耕作放棄地で草が生い茂っており耕作は困難な土地でした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 126 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

ありがとうございました。

閉議 午後 17 時 00 分

令和 4 年 12 月 27 日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟